

再意見書

平成 26 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) びびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 26 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社	<p>(前略)</p> <p>NGN はボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT 東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。</p>	<p>KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。英国をはじめとした欧州各国では、規模の大小に係らず、ドミナント事業者を含む全ての事業者が同等の条件で同等のサービスを提供できるレプリカビリティの原則が確保されており、事業者間で公平な競争が行われています。日本においても同様に公平な競争が行われるよう、本年 2 月に情報通信審議会に設置された「2020-ICT 基盤政策特別部会」において、ドミナント事業者と接続事業者間の同等性確保について検討頂きたいと考えます。</p>

以上